

貸切バス事業者の安全性に関する評価・認定制度（概要）

（1）制度の位置付け

事業者の申請に基づき行う任意の制度

（2）評価・認定基準

① 評価単位

評価単位は、法人を単位

② 申請条件

- （ア）事業許可取得後 3 年以上経過していること
- （イ）自己評価シート（注 1）において、安全性に対する法令遵守事項に関する違反がないこと
- （ウ）過去 2 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 2 号に規定する事故（以下「死傷事故」という。）が発生していないこと
- （エ）過去 1 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 1 号に規定する事故（以下「転覆等の事故」という。）又は悪質な法令違反による事故（以下「悪質違反による事故」という。（注 2））が発生していないこと
- （オ）⑧（ア） a. から c. までに掲げる事由による認定の取消から 2 年以上経過していること
- （カ）⑧（ア） d. 又は e. に掲げる事由による認定の取消から 1 年以上経過していること

注 1 「自己評価シート」とは、事業者が、法令遵守事項について違反がないか確認するための評価シートをいう。

注 2 「悪質違反による事故」とは、飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠りにより生じた事故をいう。

注 3 （ウ）及び（エ）の事故については、貸切バス事業に係るもののみを対象とする。

③ 評価項目（別紙参照）

評価項目は、「安全性」に係る項目

環境やサービス面の取組状況については、公表する際に、「アピール欄」等に記載

（ア）安全性に対する取組状況

- a. 「安全性に対する取組状況」の評価基準は、法令遵守事項よりも高いレベル（上位事項）
- b. 法令遵守事項は、自己評価シートにより審査し、記載内容に疑義がある場合は申請者に確認
- c. 自己評価シートの審査において、法令違反が認められた場合は、審査を中止し、30 日以内の改善報告を求める。改善状況について確認できた場合は、審査を再開し、確認できない場合は行政に情報提供

(イ) 事故及び行政処分の状況（事業規模は考慮しない、貸切バス事業に係るもののみを対象）

a. 事故

過去2年間に死傷事故が発生しておらず、かつ、過去1年間に転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生していないこと

b. 行政処分

行政処分の累積点数

(ウ) 運輸安全マネジメント取組状況（事業規模を考慮する）

事業規模に応じ、評価項目を設定

④ 審査方法

書類審査及び訪問審査

⑤ 認定基準

a. 各大項目における点数が基準点以上

b. 合計の点数が一定点数以上

⑥ 認定種別

多段階評価

（例）合計点数が60点以上で「一つ星（☆）」、80点以上で「二つ星（☆☆）」

⑦ 有効期間

2年間

⑧ 認定の取消（事業規模は考慮しない）

(ア) 認定の取消基準

以下のいずれかに該当する場合、認定を取り消す

a. 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合

b. 有効期間内に、死傷事故が発生した場合

c. 有効期間内に、死傷事故、転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生したにもかかわらず、30日以内に実施主体に報告しなかった場合

d. 有効期間内に、車両停止以上の行政処分を受けた場合

e. 「一つ星事業者」において、有効期間内に、転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生し、(ウ)の再評価の結果、一定の基準点未満の場合

(イ) 申請資格の剥奪期間

a. (ア) a. から c. の事由により、認定が取消された事業者は、取消後2年間申請できない

b. (ア) d. 及び e. の事由により、認定が取消された事業者は、取消後1年間申請できない

(ウ) 再評価

(ア) e. の再評価は、事業者の希望により行う

⑨ 認定の格下げ（事業規模は考慮しない）

「二つ星事業者」に、転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生した場合は「一つ星事業者」に格下げ

⑩ 認定の格上げ

「一つ星事業者」は、「二つ星事業者」への認定の格上げ申請が可能

⑪ 更新時の取扱い

(ア) 審査の簡略化

更新時については、審査の簡略化を検討

(イ) 更新時の有効期間の延長

更新による認定の有効期間については、延長することを検討

(3) 評価・認定のための手数料

評価・認定のための手数料は、有料

(4) インセンティブ措置

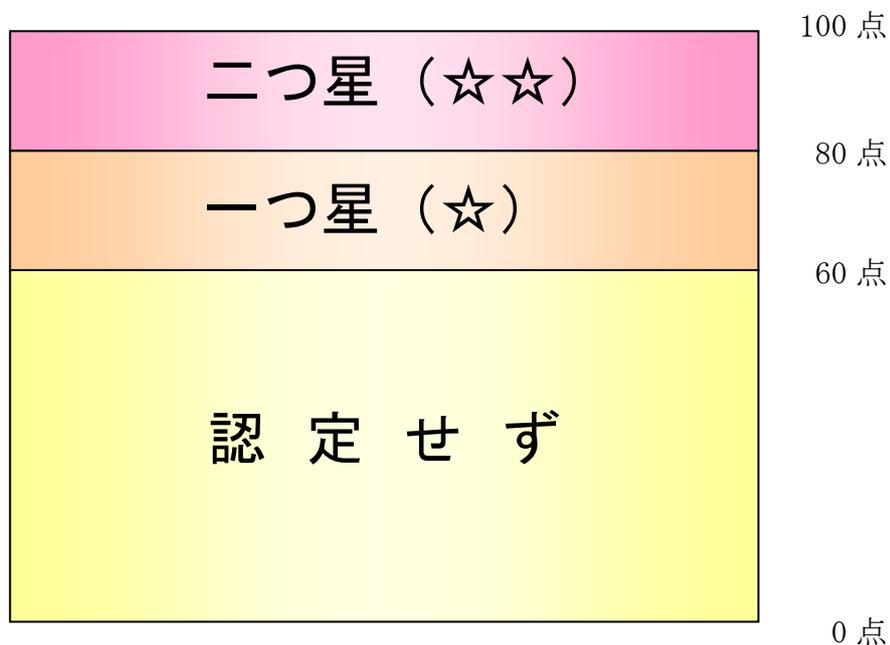
貸切バス事業者が評価・認定制度を積極的に活用するよう、インセンティブ措置を検討

(5) その他

実施主体は、一定期間ごとに、評価・認定の実施状況について、国へ報告（申請事業者名、認定結果 等）

1. 認定基準及び配点のイメージ

(1) 認定基準・認定種別



(2) 配点及び基準点

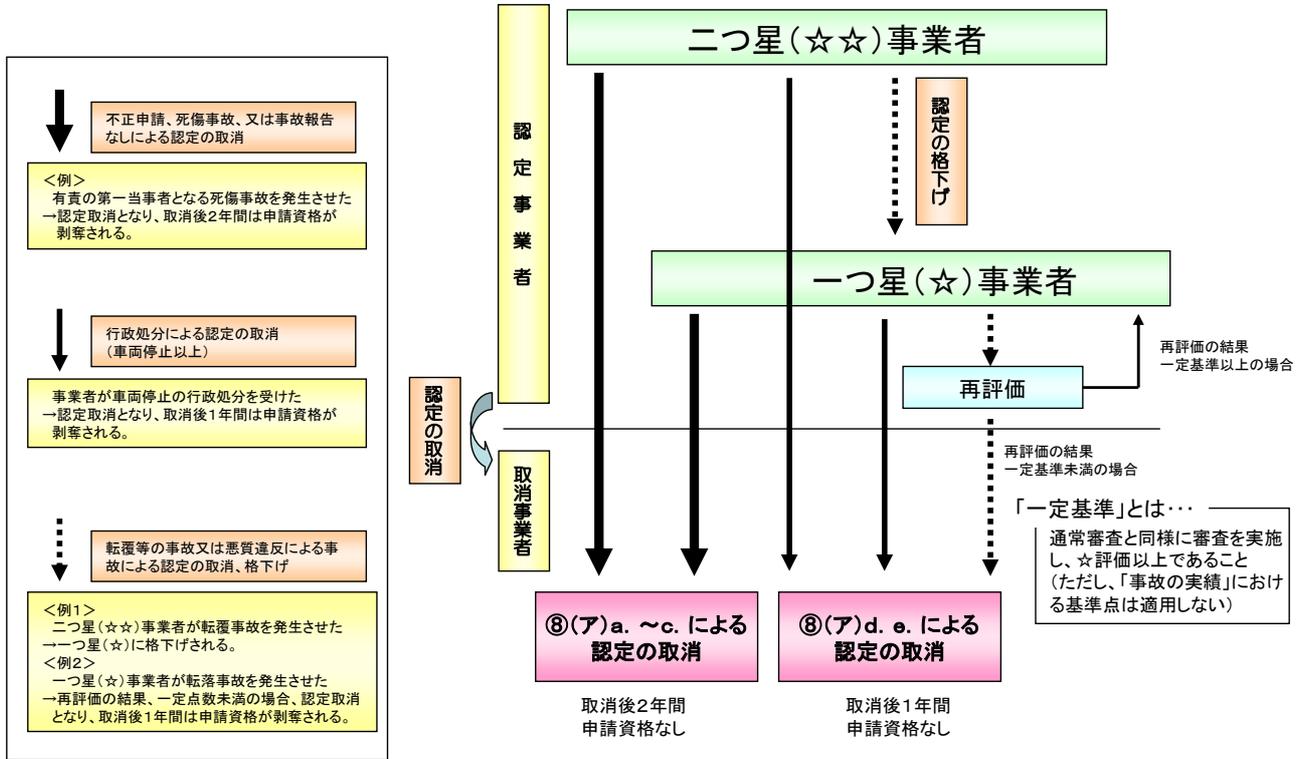
大項目	自己評価項目 (自己評価シート) (20点)		評価項目 (I. については上位事項) (80点)	
	配点	基準点	配点	基準点
1. 安全性に対する取組状況	20点	20点	40点	10点
II. 事故及び行政処分の状況	/		20点 (事故 10点 行政処分 10点)	事故のみ 10点
III. 運輸安全管理取組状況			20点	10点

注4 基準点とは、各大項目において最低限必要となる点数

注5 行政処分の点数は、配点一累積点数（配点を超える場合には0点）であるため、基準点は設定しない

2. 認定の取消、再評価、格下げ及び格上げのイメージ

(1) 認定の取消、再評価及び格下げ



(2) 認定の格上げ

